

## (1) 次に掲げる罪のいずれかに当たる違法な行為

法令名	罰条	主な内容
労働基準法(昭和22年法律第49号)	第118条第1項(第56条及び第63条に係る部分に限る。)	満15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了していない者を労働者として使用する行為等
	第119条第1号(第61条第1項、第62条第1項及び第2項並びに第72条に係る部分に限る。)	18歳未満の者を労働者として午後10時から午前5時までの間において使用する行為等
船員法(昭和22年法律第100号)	第129条(第85条第1項及び第2項に係る部分に限る。)	15歳未満の者を船員として使用する行為等
	第130条(第86条第1項に係る部分に限る。)	18歳未満の船員を午後8時から午前5時までの間において作業に従事させる行為等
児童福祉法(昭和22年法律164号)	第60条第1項	18歳未満の者(児童)に淫行をさせる行為
	第60条第2項	身体に障害等のある児童を公衆の観覧に供する行為等
	第60条第3項	児童養護施設等における児童の酷使
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)	第50条第1項第4号から第6号まで、第8号又は第9号	営業所で18歳未満の者に接待をさせる行為等
毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)	第24条第3号(第15条第1項第1号に係る部分に限る。)	毒物劇物営業者による18歳未満の者に対する毒物又は劇物の交付
児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号)	第4条	児童買春
	第5条	児童買春の周旋
	第6条	児童買春の勧誘
	第7条	児童ポルノの提供等
	第8条	児童買春等目的の人身売買等
刑法(明治40年法律第45号)	第176条後段	強制わいせつ(13歳未満の男女に対するもの。)
	第177条後段	強姦(13歳未満の女子に対するもの。)
	第224条	未成年者略取及び誘拐
	第226条の2第2項	人身売買

## (2) 次に掲げる罪のいずれかに当たる違法な行為のうち、少年の心身に有害な影響を与えるものその他の少年の福祉を害するもの

法令名	罰条	主な内容
労働基準法(昭和22年法律第49号)	第117条	暴行等による労働の強制
	第118条第1項(第6条に係る部分に限る。)	業として他人の就業に介入して利益を上げる中間搾取
	第119条第1号(第17条及び第32条に係る部分に限る。)	1週間40時間を超える労働等
職業安定法(昭和22年法律第141号)	第63条	売春等の有害業務に就かせる目的による職業紹介等
	第64条第1号、第5号又は第9号	無許可の有料職業紹介事業等
大麻取締法(昭和23年法律第124号)	第24条の2	大麻の譲渡し等
	第24条の3(第4条第1項第2号に係る部分に限る。)	大麻から製造された医薬品の施用等
	第24条の7	大麻の譲渡しと譲受けの周旋
火薬類取締法(昭和25年法律第149号)	第59条第2号(第23条第2項に係る部分に限る。)	18歳未満の者等に火薬類の取扱いをさせる行為
毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)	第24条第1号(第3条第3項並びに第3条の2第6項及び第7項に係る部分に限る。)	未登録販売者による毒物又は劇物の販売等
	第24条の2第1号又は第2号	吸飲目的のある者に対する興奮等の作用を有する毒物又は劇物の販売等

覚せい剤取締法(昭和26年法律第252号)	第41条の2又は第41条の4(第20条第1項及び第5項、第30条の9並びに第30条の11に係る部分に限る。)	覚醒剤等の譲渡し等
	第41条の3(第19条並びに第20条第2項及び第3項に係る部分に限る。)	覚醒剤の使用等
	第41条の11又は第41条の13	覚醒剤等の譲渡しと譲受けの周旋
出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)	第73条の2第1項	業として外国人に不法就労活動をさせる行為等
麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)	第64条の2又は第66条	麻薬の譲渡し等
	第64条の3(第12条第1項に係る部分に限る。)	ヘロインの施用等
	第66条の2(第27条第1項、第3項及び第4項に係る部分に限る。)	麻薬の施用等
	第66条の4	向精神薬の譲渡し等
	第68条の2	麻薬の譲渡しと譲受けの周旋
	第69条第5号	麻薬小売業者の麻薬処方箋により調剤された麻薬以外の麻薬の譲渡し
	第69条の5	向精神薬の譲渡しと譲受けの周旋
あへん法(昭和29年法律第71号)	第52条	あへん等の譲渡し等
	第54条の3	あへん等の譲渡しと譲受けの周旋
売春防止法(昭和31年法律第118号)	第6条	売春の周旋等
	第7条	困惑等による売春
	第8条	売春の対償の收受等
	第9条	売春をさせる目的による前貸し、金品等の供与
	第10条	売春をさせる契約
	第11条	売春を行う場所の提供
	第12条	売春をさせる業
薬事法(昭和35年法律第145号)	第85条第2号	14歳未満の者等に対する毒物又は劇物の交付
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和60年法律第88号)	第58条	売春等の有害業務に就かせる目的の労働者派遣
	第59条第1号(第4条第1項に係る部分に限る。)	港湾運送・建設・警備業務等への労働者派遣事業等
青少年の健全な育成を図ることを目的とする地方公共団体の条例(罰則が罰金刑以下の罪を除く。)		青少年に対する淫行等
刑法(明治40年法律第45号)	第176条前段	強制わいせつ
	第177条前段	強姦
	第178条	準強制わいせつ及び準強姦
	第178条の2	集団強姦等
	第181条	強制わいせつ等致死傷
	第182条	淫行勧誘
	第220条	逮捕及び監禁
	第221条	逮捕等致死傷
	第225条	営利目的等略取及び誘拐
	第225条の2	身の代金目的略取等
	第226条	所在国外移送目的略取及び誘拐
	第226条の2(第2項を除く。)	人身売買
	第226条の3	被略取者等所在国外移送
	第227条	被略取者引渡し等
第228条の3	身の代金目的略取等予備	